

発行

江戸川区労働組合総連合

江戸川区中央3-23-1
TEL 3656-5577
FAX 3656-5654

No. 272 9月号

区労連ニュース

古川橋病院雇止め事件

港区区内で居宅介護支援事業などを多角的に運営する医療法人財団厚生会の中核を担う「古川橋病院」(鈴木幸雄院長、49床)で患者に対して複数の不適切な対応が行われている可能性が、同病院を被告とする東京地裁の民事裁判(西村康一郎裁判長)の中で発覚しました。

裁判は同病院に看護部長として勤務していたIさんが雇い止めになったことに対し、地位確認と未払い給与の支払い請求などを求めるもので、5月14日(木)10時から地裁709号法廷で行われた証人尋問の中で、被告の証言から問題が明らかになりました。

Iさんは2019年に副看護部長として同病院に1年の有期雇用で入職しました。翌年に実績が認められ看護部長として契約更新を重ねてきたものの、同病院長は「退職した元看護師A氏の問題、看護部をまとめられなかったこと」を理由として2024年3月末で契約更新を拒否し、雇い止めになりました。(就労5年を超える契約更新で無期転換にする義務が発生する)

Iさんは在職中にコミュニケーション不足などに加い、団体交渉などを何度も行いましたが、病院は問題解決

をしないので、2024年7月に東京地裁労働部に提訴しました。

患者の置かれた環境の改善と働きやすい職場を求め、職場復帰を目的に裁判を続けてきました。

証人尋問では重要な部署の責任者である「事務長、看護部長などの管理職も有期雇用」だという事実を病院側証人が陳述しました。試用期間でもないにも関わらず、継続して人材の確保に責任を担う姿勢が全くない同族経営である事が露呈しました。

さらに尋問中、職場でトラブル当事者となったと思われる元看護師A氏に関して、「精神疾患がある、おかしい人」などの発言を消化器専門の医師である鈴木将大副院長が繰り返し陳述していました。主尋問では循環器専門の鈴木幸雄院長が「精神障害者、おかしい人」と5回以上も繰り返すなど、精神科の診断基準を満たしたか確認できない人に対して、医師としての倫理観が問われかねない人権意識に欠けた発言もあり、傍聴の人たちが呆れて、溜息が出ていました。更に続く尋問では同病院で看護師間のいじめ、ハラスメントが横行していることから、A氏のトラブルが起きたという複数の証言がありました。長く勤務する看護師が新入職の職員に仕事のやり方を教えないなどの

無視の他、教えてもらっていない仕事を間違えると「仕事ができない!」と聞かされ、陰口を言うなどの陰湿な実態についても、複数人が相談を受けたという事実も証言されました。

民事36部の西村康一郎裁判長や、右陪席左陪席の裁判官も難しい顔をして尋問を聞いていました。

尋問終了後に西村裁判長から「結審前に和解の協議期日を入れます。」として職権和解を求めてきました。

7月13日(月)東京地裁民事36部弁論準備室で和解協議が行われ、原告の勝利和解を勝ち取ることができました。

8月31日港区の会館で、報告集会が開かれ宇田川議長が出席いたしました。

江戸川区労連第38回定期大会

日時: 9月13日(日) 13時

会場: 都教組江戸川支部会館

議案

- ①2026年度運動総括(案)
- ②2026年度会計決算報告・監査報告
- ③2026年度運動方針(案)
- ④2027年度予算(案)
- ⑤2026年度秋季・年末闘争(案)
- ⑥役員選出

※全代議員の出席で大会を成功させましょう

労働相談・紛争・争議

【一】
担当弁護士は財産開示請求を行ったが、裁判所から未だ連絡が来ていないとのこと。（7月2日現在）

【二】
運転手の日さんが介護休暇（奥さんと息子さん）を取得して、その後定年になるので再雇用を求める準備をしています。

【三】
8月10日20時30分頃に、当労働組合のファクシミリに回答書が到達いたしました。内容が弁護士が作成した書面の様で、質問事項について①具体的にどの規定のどの文書について照会されているのか明示いただきたい。②当該がどの規程のどの文言を確認されたいのかを当該本人に聴取・確認の上で、質問されたい規程の名称及び条文・文言を特定願いたい。との回答でした。9月2日会社に具体的に示した質問書を送達いたしました。

【四】
8月13日木曜日13時から会社の江戸川営業所会議室で第3回団体交渉を開催しました。プレミアムカー乗車について、説明もなく、合意もない状態で総売上から5%控除分の返金を求めました。また、7月から賃上げをしたのに、賃金下がった問題については、会社のシステムのエラーで直ぐに是正することです。返金回答については、細かい計算になるので、9月21日、23日に回答日を連絡するとのことでした。

「Bring Garry Back -ギャリー先生を職場に戻す会-」

会長 佐藤 信二（東京私教連小中高支部長）

生徒たちは今もGarry先生を待っています。教員として教科指導の立案にも携わり、ALTのなかではリーダーの役割を果たしており、関東一高にとってなくてはならない教員に違いないと伺っています。先日、街頭宣伝を行ったとき下校途中の生徒は皆、Garry先生に親しげに声を掛けてきました。そしてGarry先生に起こっている事実を知ると、驚き、悲しみ、怒っておりました。いかに生徒から慕われているか、痛いほどわかった出来事でした。同僚にとっても頼りになる英語教師、関わった多くの生徒が慕う優秀な教員、そんなGarry先生を関東一高から去らせてはならないのです。ぜひ、この会（Bring Garry Back）に参加していただき、ともに訴え、Garry先生を関東一高に教員として戻っていただくことはできませんか。子どもたちから優秀な教員を奪ってはいけません。是非ご協力いただきたく思います。

東京私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 今井 志郎

5年勤務の単なる期限切れによる雇止めは労働契約法18条の潜脱行為にあたります。私教連は教職員を使い捨てにする行為を見通すことはできません。Garry先生は自分のことだけでなく、今後、同じ目に合う先生のことでも考えて訴えを起こしました。教員という仕事を選んだ以上、このように考えることはごく当たり前のことだと思います。生徒に教える立場で、正しいことを伝えていくことが、教員の使命であると思います。

関東一高の理事会はGarry先生を職場に戻すべきです。教育機関でありながら、教師・労働者の気持ちを踏みにじる行為をすぐにやめるべきです。東京私教連はGarry先生が職場に復帰するまで、ともにたたかって参ります。

決意表明 関東第一高等学校 英語科常勤講師 ギャリー・コース

2019年、関東一高に来たとき、ここでの仕事が自分の人生を大きく変えるとは思っていませんでした。生徒の明るさ、優しさ、一緒に授業をつくる楽しさの中で、私は英語を教えることの喜びを学びました。「英語が苦手だけれど、授業が楽しい」「海外に行ってみたくなった」そんな言葉が私にとって何よりの励みでした。生徒皆さんとの出会いとこの職場で感じたやりがい、日本で長く生きていきたい、ここで未来をつくりたいと思うきっかけになりました。関東一高は私にとってただの職場ではありません。日本で生き、教員として成長し、人生を築いてきた大切な場所です。だからこそ、突然の雇止めを告げられたとき、大きなショックと不安を感じました。これまで何度も契約更新をされたのに、なぜ今日だけ違うのかと聞いても納得できる説明は何一つありませんでした。学校は誠実さや正しさを教えてくれるにもかかわらず、自分が権利を守ろうとした途端、態度が一変し、突然切り捨てられました。これは自分だけの問題ではなく、教員が理不尽に扱われることになり、生徒への影響や教育の質にも関わってきます。

私はもう一度この学校で生徒たちの前に立ちたいです。この不当な扱いを正すことは未来の生徒たちのためでもあると思います。私はたたく決意に至りました。

「Bring Garry Back -ギャリー先生を職場に戻す会-」にご参加・ご加入をお願いします

会費：年費会費 10,000円以上、個人は10,000円以上、団体は30,000円以上とします
（会費振込先） 中央労働金庫 市谷支店 普通預金
（口座氏名） 東京私立学校教職員組合連合中央執行委員長 今井 志郎
（店番） 299
（口座記号番号） 139615 ※振込票を請求書に代えさせていただきます

連絡先
（住所） 〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館（エデュカス東京）5F
（電話番号） 03-3230-4091
（メールアドレス） bringgarryback@gmail.com

関東第一高等学校 ギャリー先生の不当な雇止めを 撤回し職場に戻せ！

○ギャリー先生に何が起きたのか？

Garry先生は2019年9月より、関東第一高等学校で派遣ALTとして勤務を開始しました。関東一高で英語を教える中で、生徒たちは親しみやすく、素直で感謝の気持ちも伝えてくれるようになったことにより、「自分の仕事が誰かの役に立っている」と感じ、仕事に喜び・誇り・やりがいを持つようになりました。2021年4月から5年間は有期雇用契約教員*として直接雇用となりました。生徒のためにもっと力になりたいと思い、日本で長く教育に関わる決意をしました。学校の推薦により特別教員免許を取得し、授業を一人で受け持つようになりました。関東一高が自分の人生の大きな一歩になっていきました。この間、学年運営補助・副担任・生活指導・教員採用・ネイティブ教員チームの取りまとめまで担うようになりました。更に校長の指示の下、国際交流・姉妹校・海外提携校関係・留学・研修引率・英文書作成なども担当しました。2025年度はネイティブチームの今後の案を校長から打診されていました。今年度限りといった言葉もありませんでした。当然、次年度も継続されて雇用されていると思っていました。しかし、2025年11月、突然英語科主任より次年度は5年を超えるので契約がないかもしれないことを聞かされ非常にショックを受けました。その後校長からは「仕事ぶり・能力・態度は関係ない。契約期間が満了したから」という理由だけででした。

東京私教連に個人加盟をし、団体交渉を行いました。理事長や顧問弁護士からも雇止めの理由は「期間満了」のみという回答でした。教育機関でありながら、このような雇止めは決して許すことはできません。労働契約法19条の期待を持たせながら、5年勤務（派遣期間を含めれば6年半）の雇止めは労働契約法18条の無期転換権を阻止するためにも捉えられる潜脱行為とも言えます。2026年5月7日に地位確認を求めて提訴しました。

関東一高の理事会は一刻も早くGarry先生を職場に戻し、争議の解決をはかるべきです。

○関東第一高等学校

学校法人守屋英学園は、1925年、帝国書院の創設者である守屋英雄と初代校長の村上周三郎によって、関東商業学校として設立されました。2004年に普通科が共学となりました。2026年4月現在、全校生徒数は2,700名を超えるマンモス校です。建学の精神は知育・徳育・体育。教育理念は英知・聡明・平和を尊び社会に貢献に反し、国際社会で活躍し生涯学び続ける生徒の育成です。



注）*1 有期雇用契約教員： 通常、学校の教職員の職種形態は、専任教諭（フルタイム）と非常勤講師（有期雇用）でしたが、1980年代後半以降、専任教諭同様フルタイムで有期雇用の教職員が学校都合で雇われてきました。
*2 常勤講師： フルタイムの有期雇用教諭。専任講師と呼ぶ学校もある。関東第一高等学校では専任教諭との差はほとんどない。

当面の活動

- 9 / 8 (火) 区労連第38回大会第2回選挙管理委員会
9 (水) 区労連第13回幹事会
10 (木) 江戸川社保協事務局会議
11 (金) 関東第一高等学校ギャリー訴訟第1回期日
13 (日) 区労連第38回定期大会
17 (木) CU江戸川組織化宣伝・新小岩駅南口
27 (日) 東京地評第25回定期大会
29 (火) 労働関係相談センターオールド会議
CU江戸川支部執行委員会
10 / 1 (木) 江戸川重税反対共闘・税務署交渉
4 (金) 区労連事務局会議

納税者の権利擁護税務行政の 民主化をめざす！

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I B M 3 番町ビル

TEL 03 (3698) 8000

FAX 03 (3698) 8008